

3. 施策・事業

3.1. 施策体系

本市の地域公共交通が目指すべき将来像・基本方針の実現に向けて、本計画において推進する施策の方向性は、下表の通りです。

また、施策一覧、各施策の概要・実施主体・スケジュール等の詳細は、次頁以降に示します。

将来像	基本方針	施策の方向性
安全・安心・快適な移動を通じて住み続けられる魅力的なまち	①生活拠点をつなぐ交通ネットワークの確保	●生活拠点への公共交通サービスの提供
	②市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築	●移動資源の総活用
	③公共交通の利用促進と担い手確保の推進	●公共交通の利用促進 ●公共交通の担い手確保
	④市民みんなで公共交通を乗って支える意識の醸成	●市民主体による乗って支える意識や仕組みづくり

基本方針	施策の方向性	具体的な施策			細目
①生活拠点を結ぶ交通ネットワークの確保	生活拠点への公共交通サービスの提供	1	日常生活における移動手段の確保 【現計画の事業②③⑥】	継続 拡充	公共交通ネットワークの維持による移動手段確保
②市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築	移動資源の総活用	2	市内路線バスの更なる持続性確保	継続 拡充	市内路線バスの更なる持続性確保
		3	コミュニティバスの維持及び運行内容の見直し 【現計画の事業⑩】	継続 拡充	コミュニティバスの持続性確保
		4	コミュニティバスへの交通系ICカード決済端末の導入	新規	コミュニティバスへの交通系ICカード決済端末の導入
		5	コミュニティバスの評価指標の見直し 【現計画の事業⑪】	継続 拡充	コミュニティバスの評価指標の見直し
		6	地域の新たな公共交通サービスの導入支援・検討 【現計画の事業①④⑧⑨⑫】	継続 拡充	地域主体の公共交通サービスの導入支援
					地域の新たな公共交通サービスの検討
		7	交通事業者等との定期的な意見交換の実施	新規	交通事業者等との定期的な意見交換の実施
③公共交通の利用促進と担い手確保の推進	公共交通の利用促進	8	市広報誌やホームページ、SNS等での情報発信 【現計画の事業⑦⑬】	継続 拡充	市広報誌やホームページ、SNS等での情報発信
		9	行政主体による公共交通利用に対する意識や仕組みづくり 【現計画の事業⑭⑮】	継続 拡充	市民に対する利用啓発
		10	高齢者や障がい者等に対する利用促進 【現計画の事業⑤】	継続 拡充	高齢者交通費等助成事業等との連携
		11	地元企業と連携した利用促進 【現計画の事業⑰】	新規	地元企業と連携した利用促進の検討
	公共交通の担い手確保	12	担い手確保のための支援	新規	人材確保に対する行政の支援
④市民みんなで公共交通を乗って支える意識の醸成	市民主体による乗って支える意識や仕組みづくり	13	市民主体による公共交通利用に対する意識や仕組みづくり	新規	市民主体による公共交通サービスの維持に向けた取組実施

3.2. 取り組む施策

■ 基本方針①：生活拠点を結ぶ交通ネットワークの確保

【方向性：生活拠点への公共交通サービスの提供】

施策1 日常生活における移動手段の確保

継続拡充

●公共交通ネットワークの維持による移動手段の確保

- 鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシーの安定的な運行を維持することで、市外や市内の各地域を結ぶ公共交通ネットワークにより、通勤・通学、買物や通院の日常生活における移動手段を確保します。
- 特に路線バスについては、令和6年3月に生駒市と奈良交通株式会社の連携強化に関する協定を締結しています。その協定と令和7年6月策定の「生駒市地域公共交通利便増進実施計画【高山地区】」に基づき、「北生駒傍示線」に対して国及び市から財政支援を実施し、市内路線バス全体の収支改善を図ることで、ネットワークの持続性を強化します。



図 市内を運行する鉄道・路線バス・コミュニティバス

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	奈良交通との協定※に基づく運行 ※3年ごとに更新			奈良交通との協定※に基づく運行 ※3年ごとに更新	

■ 基本方針②：市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築

【方向性：移動資源の総活用】

施策2 市内路線バスの更なる持続性確保					継続拡充
●市内路線バスの更なる持続性確保 ➤ 燃料費や人件費等の高騰など、運行経費が増大することで市内路線バスの収支が悪化し、路線バス運行の持続性が損なわれていることを受け、交通事業者が路線バスの廃止や減便を実施する前に、適正な運賃改定によって安定的な運行を確保するよう協議していきます。 ➤ 路線バスの減便や廃止の検討を進める場合は、地域住民と事業者、市で開催する三者協議※を再開するなど、影響のある地域を交えた協議を行います。 ※三者協議とは 令和4年3月に奈良交通株式会社から路線バスの廃止・見直しの提案があった際に、運行継続に向けて対象路線の沿線ごとに開催しました（現在休止中）。三者（地域住民、事業者、市）で、今後のバス路線のあり方等を協議し、地域住民が主体となる利用促進活動を実施することで、路線を維持するための仕組みです。					
実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	交通事業者や地域住民との協議を適宜実施				

施策3 コミュニティバスの持続性確保					継続拡充
●コミュニティバスの持続性確保 ➤ コミュニティバスの安定的な運行を維持するため、沿線住民の減少や高齢化、沿線施設の移転などによる地区特性の変化に応じて、運行の適正化による利便性向上と持続性の確保を検討・実施します。 ➤ コミュニティバスについても、燃料費や人件費の高騰、人口減少の影響等によって、行政負担額が増大し、運行継続を判断する評価指標を達成できない路線があります。運行の持続性を確保するため、路線バスの運賃水準も勘案しながら適正な運賃への改定を検討・実施します。					
実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	地区特性の変化や評価結果等に応じて適宜実施				

施策4 コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入 新規

●コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入

- 現在、交通系 IC カードが利用できないコミュニティバス路線（門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線、桜ヶ丘線）について、新たに交通系 IC カード決済端末を導入し、利便性の向上を図ります。



図 路線バスにおける交通系 IC カード決済端末の例

出典：JR 西日本テクシア

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	端末設置	交通系 IC カード決済の導入・運用			

施策5 コミュニティバスの評価指標の見直し 継続拡充

●コミュニティバスの評価指標の見直し

- 生駒市ではコミュニティバスの運行継続を判断する評価指標として、収支率 30%以上（行政負担割合 70%以下）を設定しています。
- しかしながら、燃料費や人件費の高騰、人口減少等の公共交通を取り巻く外的要因の変化によって、評価指標を達成できないコミュニティバス路線があります。
- 外的要因の変化は今後も継続・進展することが予想されるため、持続的な公共交通サービスの提供に向けて、現在の評価指標の妥当性を確認し、生駒市に適した評価指標への変更※を検討・実施します。

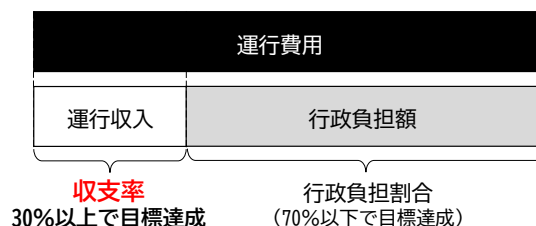


図 現在の評価指標における達成基準

※評価指標の変更案

- ・ 評価基準（収支率の下限）を、現状の 30%から引き下げる。
- ・ 活動機会の確保状況を示す評価指標（沿線人口あたりの利用率、外出率など）を追加する。
- ・ コミュニティバス全体の収支率を評価する。

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	評価指標見直しに向けた検討・実施				

施策6 地域の新たな公共交通サービスの導入支援・検討

継続拡充

●地域主体の公共交通サービスの導入支援

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスが運行していない地域の自治会などが希望した場合、地域内での移動手段や最寄り鉄道駅などの交通拠点までの移動手段を確保するために、萩の台住宅地で運行しているグリーンスローモビリティのような地域主体で運営・運行する公共交通サービスの導入を支援します。
- 市の支援内容は、運行車両の確保や自動車保険への加入、安全教育や指導の手配等となります。



図 萩の台住宅地グリーンスローモビリティ（はぎくる）



図 グリーンスローモビリティの導入条件に関する手引き

●地域の新たな公共交通サービスの検討

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスが運行していない地域において、地域住民の移動手段を確保するために、デマンド型の公共交通サービス等の導入に向けた情報収集や検討を進めます。

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○		○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	自治会などの要望に応じて導入の支援				
	新たな公共交通サービスに関する情報収集・検討の実施				

施策7 交通事業者等との定期的な意見交換の実施

継続拡充

●交通事業者等との定期的な意見交換の実施

- 市と交通事業者等で定期的に意見交換を実施し、サービスの現状や課題を確認して改善策を実行していくことで、市内の公共交通が相互に補完し合う安定的な公共交通ネットワークの確保に努めます。

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	定期的な意見交換の実施				

基本方針③：公共交通の利用促進と担い手確保の推進

【方向性：公共交通の利用促進】

施策8 市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信

継続拡充

●市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信

- 公共交通サービスを普段利用しない方や、公共交通サービスに対する関心が低い方を含めて、広く市民に公共交通サービスの現状や運行内容を周知し、興味・関心を持ってもらうために、市の広報誌やホームページ、SNS 等において定期的な情報発信を実施します。
- 路線バス沿線地域の見どころを巡るコースを整理したおでかけマップ（例：北田原線沿線おでかけマップ）を活用して、沿線地域の魅力を発信するなど、公共交通を利用した観光やおでかけの増加を目指します。



図 広報いこま「いこまち」



図 北田原線沿線おでかけマップ

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	情報発信の継続・実施				

施策9 行政主体による公共交通利用に対する意識や仕組みづくり

継続拡充

●市民に対する利用啓発

➤ 子どもを対象

子どもが公共交通に対する興味・関心を持つように、小学校で開催しているバス利用啓発に関する出前授業等を、交通事業者と連携して継続・拡充します。

➤ 親世代を対象

子どもの送迎をおこなう親世代に対して、学校説明会で公共交通サービスの運行内容や学生定期券に関する情報提供を実施する取組み等を継続・拡充します。

➤ 高齢者を対象

マイカーや送迎に頼らなくても安心して外出ができるように、主に高齢者に対して、地域住民の集まりで公共交通サービスの現状や運行内容を説明し、バスを使った「おでかけプラン」を載せたチラシを配布する取組み等を継続・拡充します。

➤ 市民全体を対象

多様な分野や世代の地域住民が集まって交流する市内のイベントにおいて、公共交通サービスに関する情報を発信するなど、利用啓発を図ります。



図 令和7年度に実施した生駒北小学校でのバス利用啓発授業の様子

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		○
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	利用啓発の継続・実施				

施策 10 高齢者や障がい者等に対する利用促進

継続拡充

●高齢者交通費等助成事業等との連携

- 生駒市高齢者交通費等助成事業による「生きいきクーポン券」の配布事業を継続し、高齢者や障がい者の方を対象に交通費等を助成します。
- 運転経歴証明書を示すことで受けられる特典を紹介するチラシを配布するなど、高齢者の運転免許の自主返納を促進します。



図 市内の高齢者に対する公共交通割引制度に関するチラシ

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		○
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	現状の制度※ での実施	見直し後の制度※での実施			
	※生駒市高齢者交通費等助成事業の制度(令和 10 年度に見直し予定)				

施策 11 地元企業と連携した利用促進

新規

●地元企業と連携した利用促進の検討

- 学研生駒テクノエリアに立地する企業をはじめとした地元企業と連携した公共交通サービスの利用促進策（例：エコ通勤の推進、運行ダイヤに合わせた始業時刻や就業時刻の調整）について、地元企業と協議の上で検討・実施します。

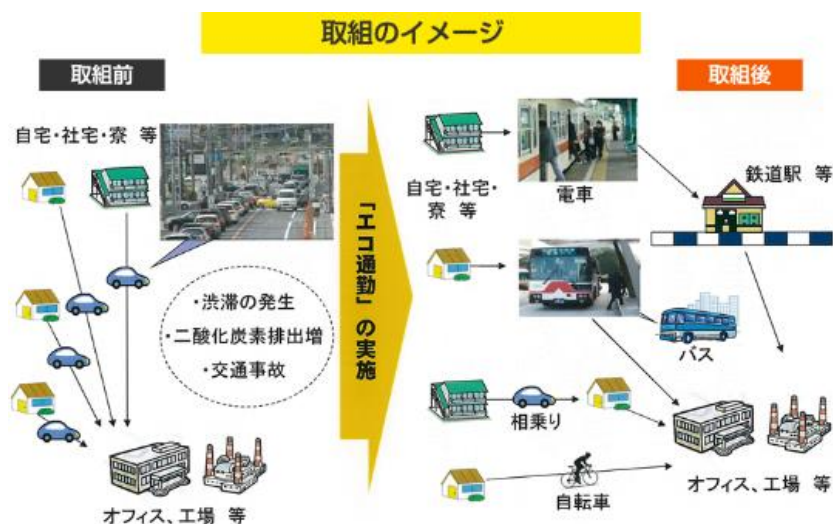


図 エコ通勤の取組のイメージ

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 HP

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○	○	
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	利用促進策の検討・実施				

【方向性：公共交通の担い手確保】

施策 12 担い手確保のための支援 新 規

- 人材確保に対する行政の支援
- 公共交通の運転手や整備士などの担い手不足が大きな課題となっています。事業者単独では担い手確保が難しいため、人材確保に向けた周知に係る費用や第二種運転免許取得に係る費用の支援などを継続・拡充します。

生駒市人材確保等総合支援事業補助金

人を活かし、組織を伸ばす
「人材への投資」を補助金で支援

3つの補助金で最大130万円補助
(条件を満たせば最大260万円)

事業目的
人材確保・定着・育成を総合的に支援し、就業環境の確保と地域経済振興の促進を目的とします。

市予算額:2,000万円
予算に達し次第終了

対象者	①中小企業基本法上の中小企業者・小規模企業者 ②公益法人（一般社団法人・社会福祉法人・NPO法人等）、医療法人、協同組合等 ※生駒市法人・関係法人の補助対象外 ※特定非営利活動法人（NPO）等 ※特定非営利活動法人（NPO）等
補助内容	採用・育成・マッチングに係る費用を補助 ※詳細は要旨
補助対象期間	令和8年4月1日（水）～令和9年1月31日（日）
申請受付期間	令和8年6月22日（月）～令和8年12月25日（金）
申請ページ	https://www.city.komatsu.lg.jp/000001653.html QRコード

補助金申請はパソコン・スマートフォンから全てオンラインで完了。
STEP1 申請 → STEP2 実績報告 → STEP3 請求 → 入金
申請・実績報告・請求は全てオンラインで完了。
お問い合わせ 生駒市 地域活力創造課 商工観光課 産業雇用係
〒716-8501 生駒市 電話 073-726-1111(内線 220・2202)
Eメール keizai@city.komatsu.lg.jp

図 商工観光課における人材確保補助金の例

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	支援制度の継続・実施（単年ごとに実施）				

■ 基本方針④：市民みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成

【方向性：市民主体による乗って支える意識や仕組みづくり】

施策 13 市民主体による公共交通利用に対する意識や仕組みづくり

新規

●市民主体による公共交通サービスの維持に向けた取組実施

- 市民ひとりひとりが「公共交通に乗って支える」という意識を持ち、通勤・通学や買物、通院、文化活動への参加といった日常生活の移動に、公共交通を積極的に利用します。
- 市民や自治会及び市民団体等は、市内補助制度（例：生駒市体育振興事業補助金、SDGs 推進事業補助金、地域活動応援補助金「まちのわ」等）を活用して、主体的に利用促進（例：バス利用者だけでなく、まちを歩く方が休憩場所として活用できるベンチをバス停付近に設置するなど）に取り組みます。



図 地域活動応援補助金「まちのわ」

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○		○(補助金支給)		
スケジュール	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	市民主体で実施				